



# 生活保護基準引下げ 違憲訴訟

## 暮らしの 最低保障

第15回  
裁判

# 引下げに NO!!!

生活保護  
基準  
引下げは  
違憲・違法!

～人間らしく生きたい～

25 = **まもろろ  
憲法 25条**

2018年

# 9/12(水)

## 午後2時30分～

## さいたま地方裁判所 105号法廷

※傍聴券が配布されますので、傍聴希望者は13:50までに裁判所にお越しください。  
※法廷では弁護士がスライドを使って分かりやすく説明します。

### 報告 集会

午後2時20分～4時  
埼佛会館にて

法廷でどんな主張が交わされたか、  
弁護士の解説があります

全国の29地裁で1,000人超の原告が  
同様の訴えを起こしています。

裁判は今も  
広がっています

- 佐賀
- 熊本
- 愛知
- 埼玉
- 三重
- 宮崎
- 群馬
- 石川
- 沖縄
- 岡山
- 滋賀
- 愛媛
- 和歌山
- 広島
- 北海道
- 千葉
- 大阪
- 京都
- 富山
- 福岡
- 秋田
- 東京
- 静岡
- 神奈川
- 奈良
- 兵庫
- 鹿児島
- 宮城
- 青森

# 生活保護基準の引き下げは さまざまな制度に影響します

## ① 最低賃金が上がりにくくなる

最低賃金は、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう生活保護との整合性に配慮することになっています。

よって、生活保護基準が下がれば最低賃金の引き上げは抑制されることとなります。

【平成29年度地域別最低賃金】

埼玉 **871円**

⇒1か月の賃金は、フルタイムで働いても15万3296円  
(1日8時間、22日働いた場合)



## ② 生活保護基準を目安にして利用条件を設定している教育・福祉・介護施策が利用できなくなる。

〈全国〉

- 就学援助 生活保護基準額の1.0~1.3倍以下。147万人の児童が利用
- 生活福祉資金 生活保護基準額の1.8倍以下。2万9000世帯が利用
- 介護保険利用料、保険料の減額
- 障害者自立支援利用料の減額
- 国民健康保険料一部負担金の減免

〈一部自治体〉

- 地方税の減免
- 地方税滞納処分の禁止
- 公営住宅家賃減免
- 自治体の公的貸付

## ③ 住民税の非課税基準が下がり、 今まで無税だった人が課税される。(現在、住民税非課税は3100万人)



## ④ 非課税だと安くすんでいた負担が増える。

● 高額療養費自己負担限度額〔70歳未満〕  
非課税 上限35,400円 → 課税 上限57,600円以上に

● 保育料(国基準。自治体によって上乗せ援助あり)  
非課税 9,000円(3歳未満児) → 課税 19,500円  
…あとは税額によって保育料は上昇

● 介護保険自己負担限度額  
非課税 上限24,600円 → 課税 上限44,400円

● 障害者・児のサービス  
非課税 負担なし → 課税 所得に応じ上限9,300円~37,200円など

※障害児・者では、非課税47.7万人(73.5%)が負担なしとなっている。

● 難病患者の医療費  
非課税 2,500円 ~5,000円 → 課税 課税額により5,000円から30,000円までの負担発生

